

山都町障がい者活躍推進計画

機関名	山都町
任命権者	山都町長
計画期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
山都町における障害者雇用に関する問題	○令和6年度までは法定雇用率を達成していたものの、令和7年度に下回る結果となり、今後は定年退職等の人員変動を見据えた計画的かつ継続的な採用による雇用の維持・回復が急務である。 ○これまで職場環境を理由とする離職等はなく、採用・定着状況ともにおおむね順調に推移しているため、今後もこの良好な就労環境を維持しつつ、一人ひとりの特性に応じた定着支援を継続する必要がある。
目標	
①採用に関する目標	○職員の退職等の状況に応じて、計画的に職員採用を行い、法定雇用率達成を目指す。 【評価方法】毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	○職場環境等を理由とする不本意な離職を極力生じさせない。 【評価方法】毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に、定着状況を把握進捗管理
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○本機関は、障害者雇用促進法第79条に基づき、5名以上の障害者を雇用しているため、職員のうちから障害者職業生活相談員を選任する。また、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格講習を受講させるものとする。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じる際には、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4 その他	○各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。